

土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月31日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 富山高岡広域都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月31日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 富山高岡広域都市計画高度地区

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年1月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
富山市水橋曲淵字西田 270番	田	76
富山市水橋曲淵字西田 271番	田	13

富山市水橋曲淵字西田 347番	田	991
富山市水橋曲淵字西田 350番1	田	865
富山市水橋曲淵字西田 351番	田	991
富山市水橋曲淵字西田 358番	田	284
富山市水橋曲淵字西田 359番	田	856
富山市水橋曲淵字西田 360番 2	田	122
富山市水橋曲淵字西田 372番 1	田	315
富山市水橋曲淵字西田 415番 1	田	949
富山市水橋曲淵字西田 416番 1	田	949
富山市水橋曲淵字西田 448番 1	田	966
富山市水橋曲淵字西田 449番 1	田	964
富山市水橋曲淵字西田 471番 1	畑	36
富山市水橋曲淵字西田 486番 1	畑	33
富山市水橋曲淵字東田29番	田	991
富山市水橋曲淵字東田37番	田	740
富山市水橋曲淵字東田38番	田	638
富山市水橋曲淵字東田44番 2	田	188
富山市水橋曲淵字東田45番 1	田	22
富山市水橋曲淵字東田45番 2	田	132
富山市水橋曲淵字東田47番 1	田	241
富山市水橋曲淵字東田47番 2	田	16
富山市水橋曲淵字東田58番 1	田	946
富山市水橋曲淵字東田74番 1	田	975
富山市水橋曲淵字東田 101番	田	991
富山市水橋大正字大正割 466番 1	田	11
富山市水橋大正字大正割 467番 1	田	51
富山市水橋大正字大正割 468番 1	田	92
富山市水橋大正字大正割 469番 1	田	131

富山市水橋大正字大正割 470番 1	田	140
富山市水橋大正字大正割 471番 1	田	107
富山市水橋大正字大正割 472番	田	198
富山市水橋大正字大正割 473番	田	195
富山市水橋大正字大正割 475番	田	152
富山市水橋大正字大正割 476番	田	161
富山市水橋大正字大正割 477番 1	田	117
富山市水橋大正字大正割 478番 1	田	54
富山市水橋大正字大正割 483番 1	田	92
富山市水橋大正字大正割 485番	田	145
富山市水橋大正字大正割 486番	田	115

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和4年3月31日	5年	8,025円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 須沼 英俊

富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 堀田 尚義

登記名義人 堀田 たまゑ

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。